

第二期
指宿市子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和2年3月
指宿市

第二期指宿市子ども・子育て支援事業計画とは

(1) 計画の目的

子ども・子育てに関する施策の推進を図るため、本市における子ども・子育てに関する指針や方向性等を定めたものです。

(2) 計画の位置づけ

「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画であり、「次世代育成支援対策推進法」における「市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」における「市町村行動計画」、「健やか健康親子21」を踏まえた「市町村母子保健計画」の内容を含む計画として策定したものです。

また、「第二次指宿市総合振興計画」に基づき、他の関連する個別計画との整合性を図りつつ、策定したものです。

(3) 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

(4) 計画策定の経緯

子育て中の保護者や学識経験者、事業所関係者等の子ども・子育てに関わる当事者の意見を計画に反映させるため、以下の経過を経て、策定しました。

- ・子育てに関する保護者アンケート（対象：児童及び未就学児の保護者 2,322人）
- ・事業所等に対する意向調査（対象：教育・保育サービス等を提供する23事業所）
- ・指宿市子ども・子育て会議（平成30年度～令和元年度において7回開催）
- ・パブリックコメント（令和2年1月～2月実施）

計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

すべての子どもの**健**やかな成長と**幸**せ
地域で子育て応援 いぶすき

(2) 基本目標

基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり

発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供する体制を確保することで、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられ、子どもの成長を育む環境づくりを推進します。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

情報提供・相談支援・保健・医療等の子育てに関する切れ目のない支援体制を確保することで、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

支援が必要な子どもや子育て家庭が必要な支援を受けることができる体制を確保することで、すべての子どもの育ちを支える環境づくりを推進します。

基本目標4 みんなが育つ環境づくり

子どもが健全に学び、育つための教育の充実を図るとともに、親・家庭・地域の子育て力の向上や次世代の親の育成等を図ることで、子ども・親・家族・地域のそれぞれが育つ環境づくりを推進します。

基本目標5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

子育てと仕事の両立を支援する職場環境整備の推進や男女共同参画意識の醸成等を図ることで、子育てと仕事の両立を応援する環境づくりを推進します。

基本目標6 安心して生活できる環境づくり

ハード・ソフトの両面から安心・安全な生活環境の整備を図ることで、安心して生活できる環境づくりを推進します。

(3) 施策体系

基本理念

すべての子どもの健やかな成長と幸せ
地域で子育て応援
いぶすき

基本目標

基本目標 1

子どもの成長を育む環境づくり

基本目標 2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基本目標 3

すべての子どもの育ちを支える環境づくり

基本目標 4

みんなが育つ環境づくり

基本目標 5

子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

基本目標 6

安心して生活できる環境づくり

基本施策

- (1) 就学前教育・保育の充実
- (2) 放課後児童健全育成事業等の推進
- (3) 多様な保育サービスの充実
- (4) 子育てを支える施設の充実

- (1) 情報提供・相談支援体制の充実
- (2) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

- (1) 地域での子育て支援の充実
- (2) 支援が必要な子ども・子育て世帯への支援の充実

- (1) 学校教育の充実
- (2) 子どもが健全に学び・育つ地域の環境づくり
- (3) 親・家庭・地域の子育て力の向上
- (4) 次世代の親の育成

- (1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
- (2) 男女共同参画の推進

- (1) 安心して外出できる環境の整備
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進
- (3) 子どもの交通等の安全確保
- (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (5) 経済的な支援の充実

新たに実施する主な取組

(1) 放課後児童クラブの整備

指宿小学校及び大成小学校敷地内における新たな整備を進めます。

(2) 子育て世代包括支援センターの整備

保健師等の専門スタッフが、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する「子育て世代包括支援センター」の開設について、令和3年度を目標に取り組みます。

(3) 児童生徒の心のケアのための相談体制の充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、教職員向けゲートキーパー研修の実施等により、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。

(4) 要保護児童対策の充実

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童対策をさらに充実させるため、関係機関との連携強化や要保護児童対策地域協議会の活用等に取り組みます。

(5) 子ども家庭総合支援拠点の設置

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握や情報の提供・相談業務、関係機関と協力した調査・指導等を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置について、第二期計画期間中を目標に取り組みます。

事業計画

(1) 量の見込みと確保方策の考え方

今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」については、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、子育てに関するアンケート調査により把握した保護者からのニーズ等を基に算出しました。

「量の見込み」に対する「確保方策」については、各サービスを提供する事業所等の現状や今後の意向、本市の状況等を踏まえ、設定しました。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

事業名	事業内容	今後の対応
教育・保育事業	小学校就学前児童に、教育・保育を提供する事業	提供体制は現状で確保されていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等での保育を実施する事業	原則としてすべての施設で実施することとし、延長保育時間については、利用者のニーズ等に合わせて対応していく
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学校に就学している児童であって、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に対し、平日の授業終了後から夕方、また土曜日や長期休暇期間中の朝から夕方までの時間帯に預かり、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業	現行の施設に加え、令和3年度をめどに指宿小学校及び大成小学校敷地内に専用施設を整備する予定。今後も、施設の状況や地域の実情に応じて、新たな整備等を検討する
子育て短期支援事業	児童の保護者が、出産や病気等の社会的理由等により一時的に家庭における養育が困難となった場合において、児童福祉施設等で一時的に預かる事業	児童養護施設への外部委託により提供体制を確保する
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	利用者のニーズや施設の状況に応じて事業を継続しながら、さらなる周知による利用促進を図る
一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育する事業	利用者のニーズや施設の状況に応じて実施する

事業名	事業内容	今後の対応
病児・病後児保育事業	病気や病気の回復期にある子どもについて、病院・保育所等の専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を行う事業	保護者のニーズも高く、就労世帯の支援につながることから、現在の事業を継続しながら、さらなる周知による利用促進を図る
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての応援をしてほしい人と子育ての応援をしたい人が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かり等の援助活動を行う組織について、連絡・調整を行う事業	提供会員の育成とともに、事業の周知による利用促進を図る
利用者支援事業	子どもとその保護者に、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業	現在は実施していないが、令和3年度からの開始を目途に、保健センター等で、保健師等の専門職が、すべての妊産婦等を対象に、利用者に対する支援と地域連携をとともに行う母子保健型を1か所設置する
妊婦健康診査	妊婦が受ける健康診査に係る費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る事業	提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく
乳児家庭全戸訪問事業	生後2～3か月の乳児がいる家庭を母子保健推進員が訪問する事業	提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等が養育に関する指導・助言等を訪問により実施する事業	提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要支援児童の支援に資する事業)	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員や構成員の専門性強化、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	関係機関の役割分担を明確にし、連携を図るため、児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」を設置し、全体的・包括的な連携を図っていく
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	現在は実施していないが、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図っていく
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入に関する職員の加配に必要な費用の補助を行う事業	現在は実施していないが、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図っていく

子育てに関する相談窓口一覧

相談窓口	内容
家庭児童相談室	子どものことで心配したり、悩んだりしている方のために、相談をお受けします。 ・相談日と相談時間 月～金曜日 9:00～16:00 ・相談場所 指宿庁舎 地域福祉課児童母子福祉係（家庭児童相談室） 23-1063（直通） 山川庁舎 市民福祉課健康福祉係 34-1114 開聞庁舎 市民福祉課健康福祉係 32-3111
婦人相談室	家庭内でのもめごと（夫婦間の問題や異性関係での悩み）や配偶者からの暴力（DV）、その他様々な心配ごとを抱えている女性からの相談に応じます。 ・相談日と相談時間 月・水・金曜日 9:00～16:00 ・相談場所 指宿庁舎 地域福祉課児童母子福祉係（婦人相談室） 23-1063（直通）
指宿こども心の電話相談	いじめ問題や不登校、友人関係のトラブルなど、子どもの生活のつまずきや心の悩みなど、子どもに関する相談に応じます。どなたでも相談可能です。 ・相談日と相談時間 月～金曜日 8:30～17:00 ・相談場所 指宿庁舎 学校教育課（指宿こども心の相談電話） 24-5678
子育て相談	子育てについて、電話による相談に対応します。 ・相談日と相談時間 月～金曜日 8:30～17:00 ・相談場所 指宿保健センター 22-2111（内線 281・282）
育児相談	子どもの身体計測や育児についての相談への対応を行います。 ・実施場所 指宿保健センター（第3水曜日 9:15～10:30 受付） 山川図書館（第1火曜日 10:00～11:00） コミュニティセンター愉徒里館（第3金曜日 10:00～11:00）
発達相談会	子どもの発達に応じた個別相談、保護者への指導・助言を行います。 ・相談日と相談時間 要予約（日時はお問い合わせください。） ・相談場所 指宿保健センター 22-2111

編集・発行 指宿市役所 健康福祉部 地域福祉課
〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地
Tel 0993-22-2111（代表）

※本概要版は作成時点の情報に基づいて作成されたものであり、今後、内容等が変更になる場合があります。